

# 請 願 書

## 国際労働基準ILO第132号条約批准、 バカンス法（長期休暇制度）の制定を望むため

昨年、平成14年4月27日「大分県グリーンツーリズム研究会」設立と同時に、大分県生活環境部長通知で、後10年はかかると思われていた安心院方式の農泊（会員制農村民泊）における規制緩和が14年3月28日に「3・28グリーンツーリズム通知」として出されました。大分県のこの通知は、グリーンツーリズムに於いて、画期的な展開の様相となり、日本中のグリーンツーリズム関係者に多大なる勇気と希望を与えてくれました。

そして、その1年後、平成15年3月には厚生労働省より大分方式追認（難しかった旅館業法のみが緩和されたが、もう一方の食品衛生法は各県知事の裁断による）となりました。大分県の民の為の心ある英断が「大分県は日本式グリーンツーリズムの発祥の地」と認められる迄になりました。

しかし、従来の観光地やシーガイア・ハウステンボスがジリ貧や倒産の現実を見る時、日本には観光地として良い場所はたくさんあるけど、長期的な休みを取れない実情が根本にあることを知らされました。

グリーンツーリズムは、従来の観光とは違いますが、同じ流れによる事も間違いのない事実でしょう。

全ヨーロッパでは、農家の1割が農泊を副業としており、フランス、オーストリアでは、雇用が1割あると言われてます。

尚ドイツなどでは、グリーンツーリズムを行っている地帯では、過去30年5%の経済成長を継続しているそうです。その前提には、1970年に国連内の国際労働基準ILO第132号条約（有給休暇は最低2週間連続で取らなくてはならない等）を批准していることが基本にあります。

第2の戦後と言われている昨今、構造的不況を打破する為にも、国が主導のバカンス法の基に全国的ワークシェアリングを執行し、新しい雇用148万人、経済波及効果11兆8千億円、創出されると経済産業省と国土交通省（平成14年6月7日）によって試算されているがこの数値を目指して断行してもらいたい。しかし日本には、従来の古い労働基準法という国内法がある為、国が動かないのが現実みたいですが。

しかし、もうこれ以上、日本の農業農村をひへいさせる訳にはゆかない。

大分県は日本型グリーンツーリズム発祥の地として、県議会と県行政が一体となって、国際労働基準ILO第132号の批准を国に働きかけ、批准後バカンス法（長期休暇制度）の取得を目指してゆくことを県議会で議決し、国に強く働きかけることを望みます。

平成15年6月1日

大分県グリーンツーリズム研究会 会長 宮 田 静 一  
事務局長 望 月 陽 子